奈良県 都市計画区域 マスタープラン

大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

概要

奈良県では、このたび、「世界に光る奈良県づくり」を基本目標に、都市計画に関する基本的な方針となる「都市計画区域マスタープラン」を定めました。

21世紀に入り、我が国では、安定・成熟した「都市型社会」への移行が進むとともに、人口減少、少子・高齢化、環境問題など、都市を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。

本マスタープランは、こうした時代潮流を背景に、平城遷都1300年記念事業を踏まえ、平成22年を目標年次として、本県の都市像を明らかにし、その内容を県民に分かりやすく示すとともに、時の課題や地域の問題に的確に対応するための考え方を示しています。

「人」、「県土」、「遺産」を戦略資源と捉え、奈良県の可能性を最大限に追求できるよう、歴史文化遺産や歴史的風土の保存と活用を図りながら、県民生活の快適性・利便性の改善と、社会経済情勢の変化に対応したまちづくりを行うことにより、本マスタープランの基本理念である「歴史文化公園都市」、「快適住環境都市」、「交流共生都市」の実現を図り、「関西」、ひいては、「世界」の憩いのオアシスの実現を目指します。

最後に、本マスタープランの策定にあたり、貴重なご意見・ご指導を賜りました方々に厚くお礼を申し上げます。

平成16年３月

奈良県知事　柿本善也

はじめに

奈良県では、都市計画法（昭和43年法律第100号）第６条の２に基づき、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、今後10年間の都市計画の基本的な方向性を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を策定しました。

都市計画区域マスタープランは、本県の都市の発展の動向、都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案しつつ、当該都市計画区域を一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全することを目的として、歴史文化遺産と自然環境を包含した、都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定方針を具体的に示すものです。

本県の都市計画区域マスタープランでは、「大和都市計画区域」と「吉野三町都市計画区域」が、空間的、構造的及び機能的に密接な関係があると考え、それぞれのマスタープランを一つの都市計画の図書に集約しています。

今後の本県の都市計画は、県決定及び市町村決定の全てについて、この都市計画区域マスタープランの内容に即して定められることになります。

策定された奈良県都市計画区域マスタープランの概要を紹介いたします。

目　次

第１章　本県の都市の現状と課題　3

第２章　都市計画の目標　6

第３章　区域区分の決定の有無及び区域区分の方針　9

第４章　主要な都市計画の決定の方針　10

1．土地利用に関する主要な都市計画の方針　10

2．都市施設の整備に関する主要な都市計画の方針　15

3．市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針　21

4．自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の方針　23

5．都市景観の形成に関する都市計画の方針　25

6．都市防災に関する都市計画の方針　27

7．観光の振興に関する都市計画の方針　28

8．商工業の振興に関する都市計画の方針　29

9．地域主体の総合的なまちづくりに関する都市計画の方針　30

資料：主要な施設の整備目標　31